

厚岸町規則第49号

厚岸町庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

厚岸町長 若 俣 靖

厚岸町庁舎管理規則の一部を改正する規則

厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この規則で」を「この規則において」に改める。

第3条第1号中「役場」を「役場庁舎」に改め、同条第2号中「主管課長」を「当該施設を所管する課等の長」に改める。

第4条第2項中「消防用設備等」の次に「（消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）」を加え、同条第3項中「（昭和23年法律第186号）第8条」を「第8条第1項」に改める。

第5条第1項中「庁舎に管理に当たつて」を「庁舎管理者及び庁舎管理者の指示により庁舎の管理を行う者」に、「、的確」を「かつ的確」に改め、同条第2項中「職員は」を「庁舎に勤務する者（以下「職員等」という。）は、この規則に基づいて庁舎の管理上必要な指示を受けたときは、その指示を誠実に守るとともに」に、「努め」を「協力し」に改め、同条第3項中「職員」を「職員等」に改める。

第8条第1項第1号中「主催する集会」を「集会を主催し」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「天幕」を「テント」に改め、同条第2項中「付する」を「付し、又は守るべき事項を指示する」に改める。

第10条中「を当該申請書に交付」を「により当該申請者に通知」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「庁舎においては」を「何人も庁舎において」に改め、同条第1号中「庁舎内」を「庁舎の共用スペース以外の事務室、倉庫、書庫、機械室等」に改め、同条第2号及び第3号中「をすること。」を削り、同条第8号中「をすること。」を削り、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込むこと。

(9) 金銭、物品等の寄附の強要又は押売りをすること。

第12条（見出しを含む。）中「立入」を「立入り」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「立入」を「立入り」に、「立ちのき」を「立ち退き」に改め、同条第3号中「条件」の次に「又は指示」を加え、同条の次に次の5条を加える。

（消防計画）

第14条 防火管理者は、庁舎における消防計画を定めなければならない。

2 庁舎における火災その他の災害の予防等に関し必要な措置については、消防計画の定めるところによる。

（退庁時の戸締り）

第15条 職員等は、退庁時に際し、その所属する事務室等の火気に注意するとともに、窓、出入口等を完全に閉鎖し、必要な箇所の施錠を行い、盗難の予防に努めなければならない。

（庁内放送の依頼等）

第16条 厚岸町役場庁舎非常用放送設備（以下「非常用放送設備」という。）による庁舎放送をしようとする者は、あらかじめ庁内放送依頼書（別記様式第4号）を庁舎管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は次条第1項第2号又は第3号に該当するもので定例的なものについては、口頭により依頼することができる。

2 庁舎管理者は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに放送の可否を決定するものとし、放送を否としたときは、その旨を当該依頼者に通知するものとする。

(庁内放送の放送事項等)

第17条 非常用放送設備による庁内放送をすることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害等の非常事態に関する事項
- (2) 来庁者又は不特定多数の者を対象とする周知に関する事項
- (3) 会議開催の周知に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎管理者が特に放送する必要があると認める事項

2 次に掲げる事項は、非常用放送設備による庁内放送をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする宣伝等に関する事項
- (2) 特定の個人及び政党等の宣伝並びにこれらに類する事項
- (3) 職員等のみを対象とする周知に関する事項であって、前項各号に該当しないものの

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第10条関係）

第 号
許可（不許可）通知書
住所 氏名
年 月 日付けで申請のあった、庁舎の使用（庁舎での行為） について、次のとおり許可（不許可と）します。
記
1 許可の内容
(1) 使用目的
(2) 場 所
(3) 日 時
(4) 人 数
(5) 条件・指示
(6) そ の 他

2 不許可の理由

年 月 日

庁舎管理者

印

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

問い合わせ先

厚岸町 課 係
住所 厚岸郡厚岸町

電話番号0153－ －

備考 不要の文字は削除すること。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号（第16条関係）

庁内放送依頼書

年 月 日

庁舎管理者 様

依頼者職氏名

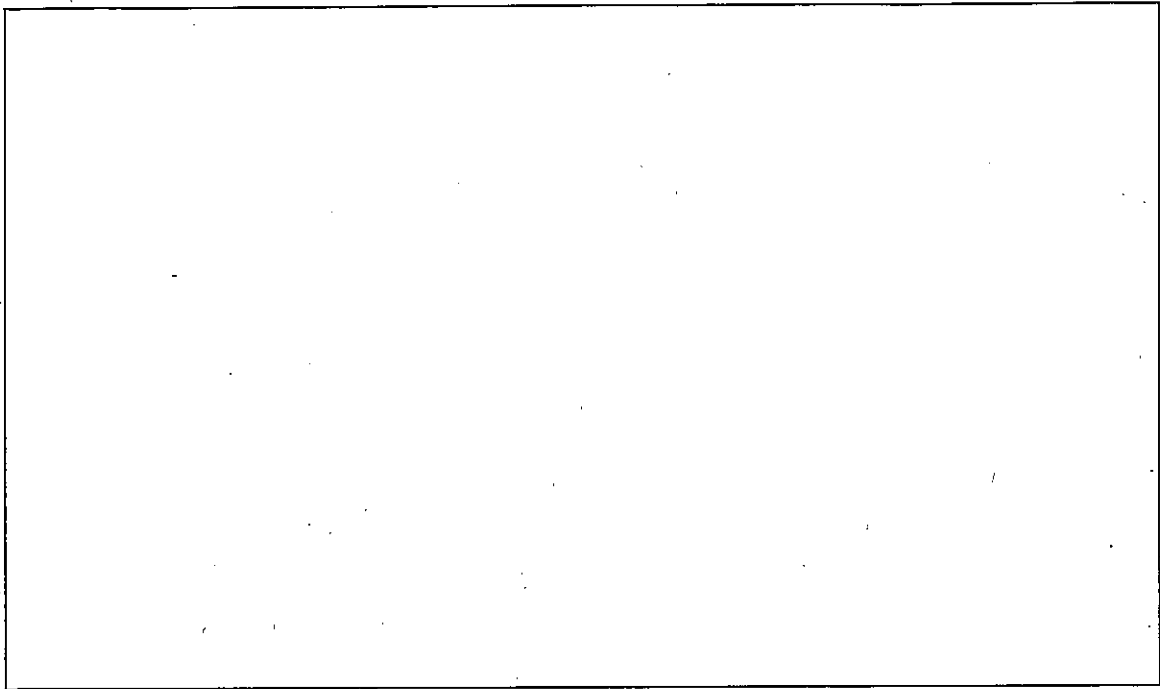
厚岸町庁舎管理規則第16条第1項の規定により、次のとおり庁内放送を依頼します。

記

1 放送希望日時

年 月 日 時 分

2 放送依頼原稿



3 放送依頼担当者所属職氏名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。